

# 福祉3 医療費が県内全域で現物給付方式に変わります

福祉3 医療費（こども医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費）の現物給付方式の範囲が、坂戸・鶴ヶ島市内から、埼玉県内全域の医療機関等に拡大します。

【注意事項】

医療機関等とは、医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーションのことを指します。  
医療機関等によっては、現物給付方式に対応していない場合があります。

## ● 現物給付とは

医療機関窓口で市が発行する受給者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

## ● 対象医療費と開始時期

対象となるのは、県内の現物給付実施医療機関でかかった保険診療分の医療費のうち、1つの医療機関で1か月の累計自己負担額が**21,000円未満**の医療費です。（例外あり）

受給者証が変わるため、受給者には、新しい受給者証を郵送します。

**これまで使っていた受給者証は、使えなくなりますので、以下返却先へ返却してください。**

	開始時期	受給者証発送時期	受給者証返却先(※)
こども医療費	令和4年10月診療分から	令和4年9月下旬	こども支援課
重度心身障害者医療費	令和4年10月診療分から	令和4年9月下旬	障害者福祉課
ひとり親家庭等医療費	令和5年1月診療分から	令和4年12月下旬	こども支援課

(※) 若葉駅前出張所でも返却が可能です。

## ● 窓口払いが発生する場合

- ・健康保険証、受給者証を忘れた場合
- ・1つの医療機関で1か月の累計自己負担額が21,000円以上となった場合
- ・県内現物給付を実施していない医療機関や、県外医療機関を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合
- ・治療用装具や治療用眼鏡を作成した場合 など



制度についてのお問い合わせは、こちらまで！

鶴ヶ島市役所 ☎ 049-271-1111

こども医療費・ひとり親家庭等医療費 ⇒ こども支援課  
重度心身障害者医療費 ⇒ 障害者福祉課